

「有機体的民主主義」というフィクション ——フランコ体制下の選挙の理念と現実——

武 藤 祥

“The Organic Democracy” as the Fiction:
The idea and reality of the election under the Franco Regime

Sho MUTO

Abstract

This article intends to analyze the reality of the election under the Franco Regime (1939–1975), especially focusing the municipal election carried out at November 1954.

The Franco Regime experienced the important changes in the decade of 1950. First, Spain became a member of the West in the context of the Cold War. Second, the armed organizations against the regime had disappeared.

The Franco Regime relaxed the restrictions on the election in the 1950's. In this context the Falange intended to procure the people's support to the their vision of constructing the corporatist state with the channel of election.

The municipal election in 1954 had the ambiguous characters. There was certain competitiveness, but also the control from the local government. In Valencia, the prefectural government faced the dilemma. They intended to keep the competitiveness for getting the enthusiastic and authentic support to the election. But in some cities, the prefectural government had to abandon this attitude for avoiding the conflict between the people.

These were common tendencies of the other prefectures. The motivation of the candidatures was, in general, personal or professional, not political enthusiasm. And the people's reaction to the election was indifferent.

That situation was far from the expectation of the government. Also Falange couldn't utilize the people's support for the their vision.

はじめに

本稿は、スペインのフランコ体制（1939-75年）の下で行われた選挙、特に1954年11月に実施された市議会議員選挙（elecciones municipales）に焦点を当てて、権威主義体制下の選挙の実態解明を試みるものである。

一般的なイメージとは異なり、権威主義体制下の選挙が全て、当該体制の非民主性を覆い隠すためのファサード、対外的な「アリバイ工作」であると断じることはできない。体制の構造や歴史的文脈によって、選挙は多様な意義を持ちうる。

例えば、一党支配であっても定期的に選挙を実施する体制（政党型）にとっては、選挙は「定期的に実施される、消極的な、正当性の確認作業（岸川毅）」としての意味合いを持つ¹⁾。

一方、クーデタなどの非合法手段で政権を掌握した体制の場合（軍政など）、当初は議会を閉鎖し、選挙も行わないパターンが多い（既存政党の強引な解散を伴う場合もある）。こうしたタイプの体制は、先行する議会政治の無策を批判し、それに伴う政治的混乱を収束させると称して政権を奪取し、自身の支配を過渡的・暫定的なものとして正当化する傾向がある。しかし、こうした正当化の効果は時間の経過とともに薄らいでくるため、権威主義体制の支配に対する新たな正当化（正統化）が必要になる。選挙はこうした必要性に即し実施されることが多い。

1950年代のフランコ体制は2つの大きな変化を経験した。第一に、1940年代後半、東西冷戦の激化に伴い、ファシズムの残滓として国際的に孤立していたフランコ体制は、西側諸国の一員に迎えられることとなった。第二に、スペイン内戦（1936-39年）終結後残存していた、反体制武装勢力が同じく40年代末に決定的に弱体化した。

これらの変化は体制の生存可能性を大きく高めたが、内外の「敵」の消滅によって、体制派内部の諸勢力は、40年代には保留状態となっていた各々の政治構想を実現するため、活発な活動を展開する。

本稿では、フランコ体制を支えた勢力の中でファランヘ²⁾に着目し、彼らが主張したコーポラティズム的国家建設（彼らの言葉を借りれば「国民革命」）の実現のため、選挙にどのような姿勢で臨んだかを明らかにする。その作業を通じ、フランコ体制下で行われた選挙の理念と実態について考察する。

(1) フランコ体制における選挙－1954年まで－

まず、フランコ体制下の選挙を検討する際の注意点を記しておきたい。

第一に、フランコ体制では、1947年の「国家首長継承法」の承認をめぐる国民投票、そして1948年の市議会議員選挙³⁾を契機に、当初は全く実施されなかった選挙が実施されるようになった。また選挙の性質も、当初きわめて制限的であったものが、少しずつ自由度の高いものへと変容していった。このことは、1940年代末以降の体制を取り巻く状況の変化と密接に関連している。

第二に、フランコ体制における単一政党FETと選挙との関係である。特に本稿で扱う市議会議員選挙は、市政庁（Ayuntamiento）の構成員、すなわち行政職の担い手を選出するものである。FETと行政機構が並立している中での選挙は、党と行政機構が一体化している場合の選挙⁴⁾とは明らかに性質を異にするため、両者は別個の存在として分析しなければならない。だが、FET（とりわけファランヘ）からすれば、選挙が地方行政における支配権の確立（奪還）と、大衆からの支持調達という、FET全国大会などで示された目標を実現する重要な手段であったことを意味する。こうして選挙の性質変化と相俟って、ファランヘが選挙に対し質的にも量的にもより積極的に関与していったのであった。

市議会議員選挙は市（municipio）⁵⁾を単位とし、以下の3つの方法で選出された。①21歳以上の家長（男女）による選挙（家長代表）、②当該市に本拠を置く組合組織による選挙（組合代表）、③垂直組合に属さない経済・文化・職業団体の構成員の中から、①②で選ばれた議員による投票によって、それぞれ3分の1ずつ議員（Concejal）を選出する⁶⁾。議員の任期は6年で、3年ごとに半数を改選する。議員職は無給で、選出されたら就任は義務とされた⁷⁾。

これは、家族ならびに職能団体という（カトリックの教義や有機体的国家観が想定する）社会の基本単位に基づいて形成された、コーポラティズム的選挙制度である。ただし実際に家長代表選挙は、通常の代議制選挙に近く、この選挙制度は職能代表制と代議制選挙との混合型と考えられる。政府はこの制度をスペイン独自の「有機体的民主主義（democracia orgánica）」と呼び、西欧型の議会制民主主義（個人主義・自由主義の原則に基づいて利害が表出され、政党がそれを集約・媒介する制度）と対比し、前者の利点を喧伝した⁸⁾。

もっとも、1948年および51年の市議会議員選挙⁹⁾に際しては多くの制約があった。例えば1951年選挙では、選挙の告示と投票の呼びかけは、実施のわずか10日前に公表された。また、新聞などに候補者に関する情報やインタビューなどは一切公表・掲載されなかった¹⁰⁾。

選挙では、（収監中などごく一部を除けば）誰でも立候補できるという建前にはなっ

いたものの、上記の事情からして、立候補・当選には相当高い敷居があった。その結果、当選者のほとんどがFETや垂直組合などで何らかの役職にある者で占められた。1948年選挙では、全国の当選者の82%がFET活動家であった¹¹⁾。

こうした状況下で、FETは各地での候補者選定においてほぼ独占的な役割を果たした。FET書記長フェルナンデス・クエスタからの回状(1951年10月25日付)では、「国民運動各県指導部は、党活動家の候補者に対してのみ支援を与える。(中略)活動家が存在しない市においては、総統ならびに体制の原則に対し最も忠実な人物が候補者となるよう努める」という方針が示された¹²⁾。

以上、全般的に見ると最初の2回の市議会議員選挙は、名実ともに強く制限されたものであり、擬似的にはあれ民意を問うというより、体制の宣伝工作という側面がより色濃かったといえる。

(2) 1954年市議会議員選挙の実態

こうした制限的性質が変容したのが、1954年選挙(11月21日投票)である。この選挙において初めて、候補者各人についての情報が事前に開示され¹³⁾、実質上はFET系候補のみに許されていたものの¹⁴⁾、プロパガンダも盛んに行われた。また、立候補の敷居が以前よりは低くなり、より多様な候補者が現れるようになった。

選挙が競合的な性質を強めたことはFETにとって、それまで実質的に候補者の選定・擁立を独占していた状態が崩れたことを意味した。だがファランヘはこうした一見不利な条件をむしろ、大衆からの支持を獲得し、ファランヘの教義を理解・賛同し、新国家建設に貢献する意思を持つ人材を発掘するチャンス¹⁵⁾とみなして、選挙に積極的な意義を与えた。それは、前節で見た「国民革命」の主張とも高い親和性を持っていたのである。

以下では、特に家長代表選挙に焦点を当てて、1954年市議会議員選挙の実態、特にFETがこの選挙にどのように関与したのかを詳細に検討する。

この選挙の立候補者は「(FETの)公認候補(candidatura propuesta)」、「(FET県指導部に)認可を受けた候補(candidatos autorizados por Jefatura Provincial)」、「その他独立候補(candidatos independientes)」という3つのカテゴリーに分類されている。候補者の選定に関しては、各選挙区(市)単位で、公開制(candidatura abierta)、もしくは非公開制(candidatura cerrada)という方式が採られた。前者はその名の通り自由に立候補者を募ったのに対し、後者はFET県指導部が予め候補者リストを作成した。だがその場合にも、立候補者数が改選議席数を上回る場合と、両数が一致する場合とがあった。また、公開/非公開に関わらず、立候補者数が改選議席数を上回らない場合は、1952年6

月7日に発布された政令¹⁶⁾の第55条2項（以下、「55条」と略記）に基づいて、候補者の公示をもって議員の選出となった（信任投票は行われず）。

FET 中央指導部は人口1万人以上の市について、候補者ならびに当選者についての情報（上記カテゴリーの他、氏名・生年月日・職業・FET 加入歴・政治的傾向などと、ABCでのランク付け）を集めている¹⁷⁾。この記録は、第一義的にはFET 本部が各地の選挙情勢を把握するために作成されたものだが、これを紐解いていくと1954年市議会議員選挙が持っていた2つの側面が浮かび上がってくる。すなわち、この選挙が表面上の競争性と統制という両義的特質を備えていたこと、またファランヘが目指した「下からの」支持調達・人材発掘が第一線の現場において困難に直面したこと、である。

まず、競争性と統制の並存について見よう。立候補者数に着目すると、概ねその数は当該市における改選議席数を上回っている。中にはバルセロナ県（サバデル市以外の全市）、ギブスコア県（サンセバスティアン市以外の全市）、ルゴ県（ルゴ市以外の全市）のように、県内のほとんどが無風選挙であるという極端な事例も見られるが¹⁸⁾、全般的に見ると、選挙は一定程度競争的な性質であったといえる。一方、人口1万人以下の市についてはデータが不十分・断片的である。パレンシア県では人口1万人以下の市260の中で無風選挙がわずか5、ヘローナ県では同じく138市の中で30であったのに対し、マラガ県においては（人口1万人以上の市も合わせた）全市数100の中で選挙が実施された市が29など、その傾向も多様である。こうして、少なくとも立候補者の数という観点から見れば、1954年市議会議員選挙は一定程度競争的な性質を持っていたといえよう。

だが、選挙の実態を詳細に検討すると、競争性とは反する「統制された選挙」という側面が浮かび上がる。

まず制度上の統制がある。上述の通り、競争があったとしても、FET 県指導部が予め候補者リストを作成した事例もあった。候補者が全員公認候補であった選挙区は、史料上確認できるだけでも全国で19存在する。とりわけ、人口が少なく県都以外に人口1万人以上の市が存在しない県では、ほとんどがこのパターンである（アビラ、アラバ、ソリア、セゴビア、パレンシア、レリダ）。このような場合、選挙の競争性自体が「作られた」ものであるといえる。

また、候補者・当選者の質という観点からも、地方行政府あるいはFET 地方指導部による選挙の統制という実態が推察される。立候補者の中には旧左派に属していたり、「C」ランクに判定されたりした者もあり¹⁹⁾、少なくとも立候補の段階においては、体制にとって好ましくない人物が完全には排除されていなかったといえる。しかし立候補者の圧倒的多数はFET 加入者や、体制にとって好ましい政治的傾向を持つ者であった。そして当

選挙も概ね体制にとって好ましい人物が大多数を占めており、旧左派などの人物が当選した事例²⁰⁾は極めて稀である。こうした現象の背景には、地方行政府あるいはFETによる、何らかの作為があったと考えるのが自然であろう。政府を悩ませたのは、後述するように、反体制的な人物の立候補・当選よりも、各地方に根深く残っていた政治的・個人的対立が選挙により増幅され、選挙の妥当性・有用性が損なわれるという事態であった。それは、市政庁の支配を目指すファランへの「選挙戦略」にも影響を与えることになった。

(3) バレンシア県の事例

ここでは、候補者・当選者に関するデータ票以外にも詳細な史料がまとまった形で残っているバレンシア県に焦点を当てて、相対的に自由度・競争性が増加した1954年選挙に対し、FET 県指導部がどのように対応したかを見ていこう。

選挙に先立ち、11月3日にFET バレンシア県指導部から各市指導部に宛てて送られた通達²¹⁾からは、指導部が一定の警戒心を抱いていたことがうかがえる。なお、当時の同県指導者（Jefe Provincial）は、後にFET 副書記長を務めるサラス（Diego Salas Pombo）である。

それによると、FET 市指導者（Jefe Local）は、FET に加入していない立候補者が出た場合、その政治的傾向（体制に敵対的か、単なる独立候補か）を明らかにした上で、可及的速やかに県指導部に通知するよう求めている。県指導部はそれを受け、選挙委員会（Junta de Elecciones）にも諮った上で、意図せざる候補者が出た市での選挙の指導方法について速やかに教示する、と定められた。

また、すでに選挙の半年前から、県指導部はFET 内部での立候補者の動向把握・統制を試みていた。5月3日付の回状²²⁾において、サラスは「次回の市議会議員選挙において立候補を希望する（FET）活動家は全員、県指導部に認可（autorización）の申請を行わなければならない」とした上で、無許可の立候補は「重大な規律違反を意味し、県指導部は（当該党员を）除名処分にする」と通告した。

他方で11月3日の通達においては、可能な限り無風選挙、すなわち55条の適用を避けるべき、という方針が示されている。具体的な方策として、体制に敵対的な候補もしくは独立候補がいない選挙区において、公認候補の数を改選数プラス1人にするように指示されている。

指導部が想定した最善の選挙とは次のようなものであったと推察される。すなわち、ファランへの教義に則って市政への奉仕を熱望するような人物同士が、「国民革命」に対する情熱や、市政への主張を競い合うことによって、市民の意思によって選出され、さらにそのことでFET 内の活力と人々の参加意欲が高まることである。

そうした状況が生まれなかった場合でも、県指導部としては次善の策として、立候補者数が改選議席数を上回り、（たとえ表面的でも）競争的選挙が実施されることを最低限の目標とした。55条適用を可能な限り避けるというこの方針は、選挙の有効性を示し、人々の選挙に対する関心を惹起しようという狙いがあったと思われる。しかし11月3日の通達では、同時に、落選者を最少人数に抑えることで、落選者の不満・失望を回避するという配慮もされている。

だがこうした方針は、深刻な政治的問題がある市には及ばなかった。11月5日に同県指導部から全国代表部に送られた報告書²³⁾において、オンテニエンテ（Onteniente）市に55条を適用する方針である旨述べられている。その理由は、「1948年地方選挙の際、当該市で敵意と暴力が蔓延し、当地の各政治勢力は今回の選挙で新たな対立が生まれるのを望んでいない」ためであるという。1948年の選挙が全国的に非常に制限的なものであったことを考えると、ここで指摘されているのは体制派と反体制派との対立ではなく、体制派勢力間の政治的対立もしくは、フランコ体制以前から存在する個人的・党派的対立であったと推測できる。この結果、実際にオンテニエンテ市に対して、県内の人口1万人以上の市で唯一55条が適用されることとなった。同報告書においては、県指導部が他にも40から50の市（その大多数は有権者数が1000人以下の小都市）に対して、「（当該市内に）伝統的に住民間で非常に根深い対立がある」ために55条の適用を検討中であると記されている²⁴⁾。

県指導部は、各地に残る政治的対立や、派閥・個人本位主義によって、選挙の有用性が損なわれることに対し神経を尖らせていた。上述の11月3日の通達においては「嘆かわしいことに、個人本位的な派閥間の対立が残っている。……地方自治体（Corporación）は血縁関係や縁故による個人的なグループによって独占されてはならない」と指摘され、通達の最後には「我々は統合のための運動であり、分断のための党ではない」というスローガンが示された。こうした記述には、選挙の競争性を担保するという必要性と、それを阻害する各地の実情との間で板ばさみになっていた県指導部の苦しい立場がはっきりと示されている。

同様の配慮は、選挙でのプロパガンダに関してサラスが11月14日に発した回状²⁵⁾にも見られる。この回状には、活発なプロパガンダや選挙キャンペーンによって、選挙に対する有権者間の雰囲気は熱気に満ちたものとなり、彼らが投票という「市民としての義務（deberes ciudadanos）」を果たす誘因になることが期待されている。だが同時に、選挙キャンペーンが過熱することによる弊害、とりわけFET 党員間の対立・分裂が起こることに対する強い懸念が記されてもいる。そのため、回状では以下のような指示が出された。

- 1, FET 市指導部ならびに市委員会（Consejo Local）は、（健全な）選挙戦がファランヘ（党員）間の分裂に転化しないよう、細心の注意を払わなければならない。

また、(候補者間での)個人主義的な敵意の表明を阻止するために、全力で(プロパガンダに)介入しなければならない。

- 2, 選挙のプロパガンダは、市に関する、都市計画、行政活動についての計画・綱領に関して行うことが可能であり、また(その範囲内で)行わなければならない。印刷物・ラジオ放送・口頭でのプロパガンダは、FET 市指導者ならびに各市長により直接統制される。それらが、選挙での勝利を目指す自然な熱意から、許容できないデマゴギーや個人攻撃へと転化しないよう、柔軟に対処しなければならない。
- 3, [FET 系の] 候補者は、市指導者に対し、当選時の(活動)計画や主張・見解を表明する機会を設けるよう要求でき、市指導者・FET 市委員会はこれを認めなければならない。
- 4, 候補者は、自身の国民運動 [=FET] との結びつき、総統ならびに体制への称賛を公然と示さなければならない。

だが、反体制派候補の出現、あるいは選挙戦の過熱といった事態は起こらなかった。むしろ県指導部が最も苦慮したのは、選挙に対する人々の関心が一向に高まらないことであった。11月5日のサラスによる報告書²⁶⁾では、冒頭に以下のようなきわめて厳しい見通しが述べられている。

「選挙が近づいているにつれて、(人々の間での)完全な無関心に対する、不安・心配を禁じえない。(中略)過去2回の選挙(※1948, 51年の市議会議員選挙)においても我々は多大な困難に直面したが、現在、3度目の市議会議員選挙を前に、(人々の)冷淡な雰囲気によって我々の不安は増大している」

サラスが憂慮した「人々の無関心」とは、一般有権者の関心の低さのみならず、自発的・積極的な立候補者が少ないことも意味していた。県都バレンシア市において、立候補締め切り48時間前になっても(公認候補以外の)自発的な立候補者が2名しか現れず、「他にも立候補者が現れるのを待たなければならない」という状況が記されている²⁷⁾。また、7つの小都市においては、それぞれの FET 市委員会(Consejo Local)の提案によって選抜された公認候補しか立候補しないという事態が見られたという。

サラスはこうした事態に直面し、FET メンバーではないものの、明確に反体制派でもない「少数派集団(grupos disidentes)」にも秘密裏に接触し、候補者擁立を働きかけることまでした。11月5日の報告書には、以下のような記述が見られる。

「少数派集団に関しては、我々が仲介者を通じて慎重に(擁立を)促したにもかかわらず、いかなるグループも、候補者擁立を決定しそうにない。[少数派集団は]力、

人々の信望、動員できる有権者集団を持っていないと考え、[当選の]可能性に対し悲観的な予断を持っている。特にドン・ファン派の王党派勢力は、優れた経済的地位、貴族の称号、あるいは職業的威信のある人物がいるものの、[そうした人物は]人々からの支持を全く欠いている、と[王党派勢力自身が]考えている」

バレンシア県指導部は、表面上の競争性の担保という最低限の目標を達成することすら困難な事態に直面した。当初、反対派もしくは独立系候補の出現を相当警戒していた指導部が、選挙を有意なものにするために、なりふり構わぬ対応をしたことが読み取れる。

以上見てきたのはバレンシア県の事例であり、上述のような方針・選挙への対応が他県指導部でも採用されていたとは必ずしもいえない。だがバレンシアが直面したような問題は、以下に論じるように全国的に見られたのである。

(4) 1954年選挙の全国的傾向

選挙から約1ヵ月半後の1955年1月4日、FET県指導部全国代表(Degado Nacional de Provincias)アベリャ(Francisco Abella)は各県指導者へ回状²⁸⁾を出し、市議会議員選挙の結果や今後の改善点についての質問に回答するよう要請した。これに対する各県からの回答²⁹⁾によっても、選挙の実情を窺い知ることができる。この中から、いくつか注目すべき点について、各地からの回答を検討しよう。

①立候補者の動機

まず、立候補希望者の動機としては、(ファランヘが希求したような)政治的熱意からのものは少なく³⁰⁾、個人的動機に基づくものが多かったようである。例えばグアダラハラ県指導者からの回答(1月15日付)においては、自分の出身市に奉仕しようという熱意によって立候補した者は非常に少なく、全体的に「個人的な」動機に基づく立候補が多いと報告されている。また、特定の職種から、その職業的利害を守るために候補者が現れることも見られた³¹⁾。レリダ県からの報告には、「兄弟団(Hermandades)³²⁾などのメンバーが、しばしば(選挙の結果得た)ポストを市政庁の一角を占めるための踏み台として利用している」と指摘されている。

農村部・小都市においては、公認候補の擁立すらも困難な場合が少なくなかった。ラコルーニャ県からは、「自発的立候補者は(県内で)わずか10名のみであった。55条適用を避けるため、各選挙区で定員より2名多い候補者を立てたが、その大部分を党員の中から選ばなければならなかった」旨回答が寄せられた。グアダラハラ県からの報告においては、「落選を嫌うため、立候補を引き受ける者を見つけるのが難しかった」という事情が記されており、ヘローナ県からの回答においても、「個人的動機で公的ポストに就くこと

を望む者はいたが、選出されずに恥をかくことへの恐れが非常に強く見られた」とある。また、選挙の競争性を担保するために「当て馬」にされた候補や、公認候補として選出されなかった候補の間に強い不満が生まれたことが、複数の県からの回答において指摘されている（シウダード・レアル県、アストゥリアス県など）。

カセレス県からの報告には、以下のような実態が記載されている。

「……県内に223ある市のうち、家長代表選挙に自発的に立候補した者が現れたのは、せいぜい10%程度であった。また15%の市では県指導部によって選挙が実施され（=改選議席数を上回る立候補者が現れたものの、それらは全て指導部が指名した者）、残りの75%の市では無投票で議員が新任された。」

また、そのわずかな自発的立候補者の場合でも、動機は市政に対する個人的影響力の追求・維持であったという。報告では、「旧来のカシーケ（cacique）³³⁾の影響力の復活は憂慮すべきである。（中略）経済的・社会的解放という我々全ての願いにもかかわらず、経済的には大土地所有者・大資本家に従属し続けている」とされている。

旧来の支配層がその威信を維持するために立候補するという傾向は、他の地方、とりわけ農村部において幅広く見られた。シウダード・レアル県からの回答では、「カシーケ的な根を持つ、旧来の影響力を失いたくない層が……」という記述が見られる。また、アルバセテ県やアリカンテ県からの回答では、立候補希望者の動機が「地方政治の支配」であると記されている。

このような傾向は選挙結果にも反映したようであり、レリダ県からの回答においては、「以前は、選挙の候補者は特定の政党を代表するものであったが、今日では選挙は（政党単位ではなく）完全に個人単位であり、その結果は候補者の個人的威信に左右される」と指摘されている。

②候補者の選定方法

候補者の選定に関しては、公開制、非公開制のいずれが望ましいか、各県指導部の意見は多様である。

公開制については、カディス県からの回答において、「選挙戦への関心が高まるため、可能であれば、マドリードでの例³⁴⁾のように、同志（=FET 党员）に支持されたファランヘ系候補が他の候補者と対峙するのが望ましい」と述べられている。だが、このように公開制を支持する意見は決して多くはなかった（他にはウエルバ県、ラスパルマス県、セビーリャ県など）。むしろその危険性を強く意識し、非公開制を主張する回答がより多く見られた。

トレド県からの報告においては「公開選定は、各地の紛争を誘発し、有権者を混乱させ

るために好ましくない」とされている。アラバ県からの報告においても、「候補者の選定、あるいは候補者間の争いは、政治の舞台において分裂をもたらすものである。この分裂は、非常に深刻な政治的結果をもたらす」と強い調子で懸念が示されている。候補者選定に関する各県からの回答には、こうした懸念を直接的に反映したものも少なくない。ヘローナ県からの回答では「55条の適用が最も望ましい方策である」と、またクエンカ県からの回答では「改選数と同数の候補者を立てるのが最善の解決策」とそれぞれ記されている。またレリダ県からも「立候補者の選定は非公開制が望ましい」という回答が寄せられた。

だが実際、多くの県からの回答には、双方の制度のメリット・デメリットの間で板ばさみになっている様がよく表れている。そこには制度の問題にとどまらない、上記バレンシア県の事例においても見られたような、選挙の競争性の担保をめぐるジレンマがあった。

例えばタラゴナ県からの回答においては、「指導部からすれば非公開制もしくは55条適用がより安全ではあるが、それでは人々の間に（選挙に対して）否定的な反応が生まれてしまう」と述べられている。アリカンテ県からの回答においても、「55条の適用は安全ではあるが、当選者の威信を傷つける可能性があり、好ましくない。その一方、公開制を用いた場合においても、（公認ではない）独立候補が勝利した場合、（公認候補を擁立した）県指導部の威信が傷つく」と、各選定方式の短所が指摘されている。

マラガ県からは非公開制について、「[当該選挙区に] 明確な政治的反対派が存在する場合にのみ望ましい」との回答が寄せられた（セゴビア県、ポンテベドラ県などからも同様の回答）。ラコルーニャ県からの回答も、「国民運動 [=FET] から距離を置く、あるいは敵対的な候補者を含んだ選挙戦は望ましくない」としている。いずれのケースも、安全のためには競争性を捨象するという地方 FET の選挙に対する姿勢が如実に現れている。また、選挙前には55条適用をできるだけ回避すべし、という方針を出したバレンシア県も、選挙後の回答においては、「自由選挙は確かに選挙の機運を盛り上げ、相当数の有権者を動員できるものの、政治的闘争を招くため、その脅威はかなり大きい」と総括している。

だが当然、非公開制の安全性とともに、その危険性も各県指導部は認識していた。上述のマラガ県からの報告のように、そもそも非公開制の適用は一定の条件の下でのみ望ましいという意見が多く寄せられた。また、レオン県からは「非公開制の中で、我々（党員）のみが相争うようなシステムは、我々の威信を大きく低下させる。そのようなものではない新たなシステムを探索すべき」との提案がなされている。

③選挙に対する反応

また、上記質問事項Ⅱ-Aに対する回答からは、選挙に関する人々の反応が熱狂とは程遠かったことが読み取れる。トレド県からの回答においては、「特筆すべき政治的色彩を持つ場合を除き、人々は概ね選挙に無関心である」と記されている。また、グアダラハラ県指導者からの回答においても、「『選挙は仕組まれたものである』というのが全体的な世論である。(中略)市井の人々の態度は冷淡・無関心であり、投票に行っただとすればそれは義務の遂行、もしくはある種の強制のように感じているためである」と報告されている。人々のこうした冷淡な態度は、大多数の県からの回答において指摘されている。

大都市部では全般的に棄権率が高く、バルセロナ、バスク、アストゥリアス大都市部などでは、約75%に達したという³⁵⁾。このような状況下において、人々の投票行動は極端なものになった。シウダード・レアル県においては、トメリヨソ (Tomelloso) 市での投票率はわずか16%であったのに対し、アルメディナ (Almedina) 市では96%であった。回答では、後者の事例について「個人本位主義 (personalismo) が強く残っているところでは、選挙への動員はより全体的 (total) なものになる」と説明されている³⁶⁾。このことから、人々はある場合では選挙に対しほとんど関心を示さず、また別の場合では、当地で威信の高い人物の意向に即して、投票に動員されたという傾向が浮かび上がってくる³⁷⁾。すなわちいずれの場合においても、人々の選挙に対する態度は、ファランヘが期待したような自発的なものではなく、受動的・消極的なものであった。

こうした有様はカシキスモ下での選挙に酷似している。特に農村部・小都市部においては未だにカシキスモ的・個人本位的支配が強く残っていたことをうかがわせる。上述の各県からの回答において、立候補者の動機の中で「カシーケ的」という表現がいくつか見られることも、このことを示しているように思われる。また、オレンセ県からの報告の中には、「ガリシア地方、オレンセ県のようにカシキスモが連綿と続いているところでは、選挙がある階級の利益を促進してくれると信じている者はいない」と、人々の間でも選挙への冷淡な意識が共有されていることが示されている。

選挙への冷淡な姿勢は、一般の人々だけではなく、FETの一般黨員においても幅広く見られた。質問事項Ⅱ-Bに対する回答は、軒並み否定的である。すなわち、黨員の多くは、そもそも選挙はファランヘの創始者たるホセ・アントニオの教義に反していると考えており、選挙の実施に対しては規律という観点からのみ従っていたという。レリダ県からの回答には、「彼ら [=FET 黨員] にとっては、選挙システムは妥協であり、我々の強固な体制は何ら妥協をする必要はないと信じている」と記載されている。

④選挙制度の改善点・選挙の総括

54年選挙の結果に関する考察を踏まえた上で、質問Ⅲにおいては今後の選挙システムに関する修正点が諮問されている。これに対する各県からの回答からは、指導部も真に競争的な選挙の有効性に対して深い疑念を抱いていた様子が明確に浮かび上がる。

いくつかの県指導部からは、競争的で公開された候補者選定への懸念が指摘されたが、よりはっきりと選挙（特に家長代表選挙）そのものに否定的な見解を示した県指導部もある。質問項目Ⅲに対するタラゴナ県からの回答では、家長代表選挙は多数決的な（mayoritario）システムゆえに闘争が起こりやすいと指摘し、選挙制度の改革を主張している（後述）。

旧来の代議制的選挙に近い家長代表選挙は、特に農村部において内戦以前から続く地方有力者の支配を再強化する結果に終わった。そのことに深く失望した彼らは、「混合型」ではなく、より純粋な職能代表制選挙を主張したのである。こうした主張の重要な根拠として、後述するような組合組織や企業内での代表選挙の現状があったと見るべきである。

また、候補者の選定に関しては、「県指導者が特定候補者の立候補を拒否できる権限を与えるシステムにすべき」（タラゴナ県、アルメリア県など）、「候補者の公示（presentación）を国民運動（FET）が直接統制すべき」（バレンシア県）などと書かれている。こうした提言は、第一義的には、反体制派の候補者が現れる可能性を排除することを意図していたと考えられる。しかし同時に、バレンシア県の事例からもわかるように、立候補者が不足するなどの事態に対し、県指導部がより直接的に介入すること、すなわち、選挙の競争性自体を指導部の統制下に置くことが目指されていた。

このように、全体的には真に競争的な選挙に対しては否定的な見解が多かったが、稀にこの選挙の肯定的な意義を示す意見もあった。シウダード・レアル県からの報告には、「[候補者選定のための] 臨時市委員会を開催したことによって、県指導部がそれまで知らなかったものの、当該市では確固たる威信がある同志を『発見』できた。[県指導者が] 個人的には、今回の選挙によって多くの市において『政治的基盤』を拡大し、新たに必要の人材を選抜することができた」と記されている。これは、選挙を通じた新たな人材の発掘という、FETが設定した目標が達せられた数少ない事例であろう。

(5) 組合選挙・企業内選挙

市議会議員選挙と並行して、組合組織内での代表選挙も行われた³⁸⁾。なおフランコ体制下では、労働者と使用者とはともに単一の官製労組である「垂直組合（Sindicatos Verticales）」に属すると定められていた。「職場委員（enlaces sindicales）」の選挙は1944年から実施されていたが³⁹⁾、1953年からは企業内での労働者の参加をより実効的なものにす

るため、新たに「企業審議会会員 (vocal de jurado de empresa)」という職が設けられ⁴⁰⁾、1954年2月末からマドリード、バルセロナなどの各企業で順次選挙が行われた⁴¹⁾。

この選挙についても、FET 県指導部全国代表アベリャは回状 (1月26日付)⁴²⁾を送り、選挙をめぐる雰囲気や、各地の組合で行われている活動、選挙結果の予測などに関して、各県指導部からの報告を求めた。

選挙をめぐる雰囲気に関しては、「関心が完全に欠如している」(ラコルーニャ県)、「以前と比べると良好だが、無関心」(アラバ県)といった回答もあるものの、「良好な雰囲気」(アストゥリアス県)、「企業家・労働者〔双方〕に関心と期待がある」(ムルシア県)など、全体的に人々は一定の関心を示したことがうかがえる。

選挙活動に関しては、各県から、垂直組合を中心とした会合と、FET 系のラジオや日刊紙を用いたプロパガンダが展開されたことが報告されている。こうした組合や企業を単位とした選挙に対して、垂直組合はかねてから「身近な」選挙であることを強調し、人々に積極的な参加を呼びかけていた⁴³⁾。

「企業審議会」選挙の当選者がほとんど全て FET 系だったという事例もあった⁴⁴⁾ものの、人々がこれらの選挙を現状変革のチャンネルと捉えていたことを示す事例も見られる。「企業審議会」選挙とほぼ同時期に行われた「小規模企業組合 (Entidades Sindicales Menores)」の選挙においては、改選ポストの半数以上に、それまで組合のポストを占めたことのない人物が選出された⁴⁵⁾。その一方特に農村部では、市政庁などの意向に反し、組合長 (Jefe de la Entidad Sindical) などが落選する事例もあった。

こうした企業内・組合組織内の選挙に関しては、市議会選挙に比して史料的制約も多く、選挙結果や人々の反応について体系的に論じるのは容易ではない。しかし、以上の断片的な情報から浮かび上がってくるのは、市議会議員選挙に対しては「仕組まれたもの」と冷淡な反応を示しながらも、「身近な」選挙、すなわち日常的な活動の場であり、利害に直結する職場・組合の選挙では、有権者 (労働者)・FET 党员ともに相対的に高い関心を示していたという事実である。

それは、市議会議員選挙の中でも、家長代表選挙に比べて、組合代表選挙に対しては、人々の高い関心が見られたという点にも通底する。選挙結果に関するレリダ県からの回答には、「組合代表選挙においては自発的な立候補がより頻繁に見られたが、これは組合組織内に存在する結びつき (cohesión) によるものである」とある⁴⁶⁾。

また、タラゴナ県からの回答においては家長代表選挙を廃止し、よりコーポラティズム的なシステムを導入すべき、と提唱され、同じくムルシア県からも、「現行の家長代表のような、人民投票的・無機的な選挙は廃止すべき」という痛烈な意見が寄せられている。これは、家長代表選挙が、自由主義的な政党間競争に基づいてはいないものの、旧来の議

会選挙とほぼ同じ個人本位的な形態であり、垂直組合を中心とした新国家体制の主旨にはそぐわない、という認識に基づいた意見である。こうした認識は、シウダード・レアル県からの回答にある「真に本質的かつオリジナルなものは組合である。組合の活動領域を拡大し、（中略）組合により大きな意義と真正さを与えることで、組合の重要性を高めなければならない」という記述からもうかがえる。

ここからは、一般有権者の意識とは別に、各地方のFET活動家（少なくともその一部）が、垂直組合を基盤としたコーポラティズムを依然として強く信奉しており、選挙についてもより純度の高いコーポラティズム型の制度を求めていることが読み取れる。

終わりに

1950年代、旧共和派・左派反対派の脅威が大きく減じた中、フランコ政権は各種選挙の自由度を上げることで、選挙というチャンネルを用い、同意（積極的支持）調達を図った。そしてファランヘも、FETという機構を最大限に活用し、選挙を「国民革命」、すなわち自らのイデオロギーに基づく国家建設の起爆剤にしようと試みた。

だが、本稿で明らかにしたとおり、「有機体的民主主義」の実現には様々な桎梏が存在した。すなわち、一般国民のみならずFET党員にまで見られた、選挙に対する無関心・不信感や、特に農村部に残存していた伝統的な支配構造であった。立候補者に対する統制と競争性の確保との間で苦悩する各県指導部の姿は、選挙というチャンネルに込められたファランヘの期待感と現実との間に横たわる深淵を如実に示している。こうしたジレンマは、選挙によって熱意ある人材を発掘し、また「国民革命」に対する民衆の積極的支持を調達しようとしたFET（ファランヘ）の企図にとって大きな桎梏になったのである。

（※）本稿は、2012年1月に東京大学大学院法学政治学研究科に提出された博士論文（「フランコ体制の変容－1950年代における体制の『流動化』と経済成長政策の起源」）の第3章第2節を基にしたものである。

註

- 1) 岸川毅, 「政党型権威主義体制と民主化」, 砂田一郎・白鳥令編, 『現代政党の理論』, 東海大学出版会, 1996年, 269ページ。
- 2) 1933年, ホセ・アントニオ・プリモ・デ・リベラ (José Antonio Primo de Rivera) らによって設立されたファシズム政党が「ファランヘ党 (Falange Española)」である。ファラン

へは内戦中の1937年4月、「政党統合令」によって他の右派勢力とともに「FET-JONS (Falange Española Tradicionalista y de las JONS)」という名で統合された。本稿では、組織・機構としての単一を指す場合は「FET」、その中で旧ファランヘ系勢力を「ファランヘ」と呼ぶ。

- 3) 1947年国民投票、48年市議会選挙については、Francisco Sevillano Calero, “El *Nuevo Estado* y la ilusión de la ilusión de la 《democracia orgánica》. El referéndum de 1947 y las elecciones municipales de 1948 en España”, *Historia Contemporánea*, núm. 24, 2002.
- 4) こうした事例の代表は、メキシコ PRI 体制や共産主義諸国である。
- 5) 市の権能・構成などについては、1945年の地方制度基本法 (Ley de Bases de Régimen Local) で定められた。Boletín Oficial del Estado (BOE), núm. 199 de 18 de julio de 1945.
- 6) 地方体制基本法, 第8原則 (Base 8)。
- 7) 市議会選挙の実施方法やその実態については、Gaudioso J. Sánchez Brun, *Instituciones turolenses en el franquismo 1936-1961*, Teruel, Instituto de Estudios Turolenses, 2002, p. 205, Cristian Matías Cerón Torreblanca, “La paz de Franco”, *La posguerra en Málaga: desde los oscuros años 40 a los grises años 50*, Servicios de Publicaciones e Intercambio Científico de la Universidad de Málaga, Málaga, 2007, pp. 97-99などが詳しい。
- 8) 例えば1951年11月25日の市議会議員選挙後、内相ベレス (Blas Pérez González) は「80%という投票率は、他の国 (60-70%) に比べてわが国の制度が優れていることを物語っている」と述べている。Arriba, 27 de noviembre de 1951.
- 9) この2回の選挙に関しては、1954年選挙と比べて入手可能な史料・データが限定的で、立候補者や当選者の全体的傾向を敷衍することは困難である。
- 10) Cerón Torreblanca, *op.cit.*, p. 109.
- 11) *Ibid.*, p. 104.
- 12) Circular núm. 46 (reservado) (25 de octubre de 1951), AGA, 51/20820.
- 13) 例えばArriba, 16 de noviembre de 1954.
- 14) この事実はFET機関紙『アリーバ』にも記載されているが、同紙ではそれに続けて「だがその (FET系候補者の) 勝利が公正なものではないとは誰にも言えないだろう」と述べている。Arriba, 23 de noviembre de 1954.
- 15) 1954年11月の市議会議員選挙 (組合代表) に関して、当時の垂直組合全国代表ソリスは、望ましい当選者像について、「政治的・社会的に非の打ち所がないだけでなく、真の組合主義者 (sindicalistas auténticos) でもあり、FET-JONSの組合に唯一無二の色彩を与えている理想・情熱・スタイルが染み付いている」人物が望ましい、と述べている。
本稿での主たる検討対象が家長代表選挙であるため、単純な比較はできないが、選挙を通じてファランヘが発掘を望んでいた人材のイメージがここから推察できる。Cristina Gómez Cuesta, *Sindicalismo vertical y respuesta obrera. Valladolid, 1939-1959*, Valladolid, Universidad de Valladolid, 2010, p. 108.
- 16) “Reglamento de Organización, Funcionamiento y Régimen Jurídico de las Corporaciones Locales”, BOE, núm. 159, 7 de junio de 1952.
- 17) 1954年の家長代表選挙の候補者・当選者に関するファイルは、Archivo General de Administración (AGA), Sección de Presidencia, 51/20800, 51/20801。組合代表選挙についてはAGA, 51/20802, 51/20803。

- 18) AGA, 51/20800, 51/20801. 特にバスクやカタルーニャにおけるこうした傾向と、それぞれの地域における反フランコ体制運動・労働運動の強さとの間に何らかの因果関係があるかどうかは検証が困難である。
- 19) もっとも、このランク付けは必ずしも過去の政治歴などと一致しているわけではない。サラマンカ県サラマンカ市における候補者は、かつて左派系労組 CNT に所属していたが「A」にランク付けされているし、テルエル県テルエル市においても、かつて同じく左派系労組 UGT に属していた人物が同じく「A」にランク付けされている。このようなブレは、過去に左派・旧共和派に属したものの、現在では熱心な FET 活動家になった、あるいは FET に加入しているものの、「日和見主義者」であり熱心な活動家ではない、と当該市指導部に評価されたために発生したと考えられる。AGA, 51/20800, 51/20801.
- 20) サラゴサ県サラゴサ市の家長代表選挙では、旧左派で「C」ランクの候補者が当選した。また、前註で言及したテルエル市の旧 UGT の候補者も当選している。カセレス県バレンシア・デ・アルカンラタ市や、セビーリャ県アルカラ・デ・グアダイラ市においては、当選者 2 名とも「C」ランクの候補者であった（ただし、当選者の政治的傾向については記載なし）。
- Ibid.*
- 21) Circular núm. 280 (3 de noviembre de 1954), AGA, 51/20804.
- 22) Circular núm. 265 (3 de mayo de 1954), AGA, 51/20820.
- 23) Informe II sobre elecciones municipales (5 de noviembre de 1954), AGA, 51/28001.
- 24) ただし、これら小都市に実際に55条が適用されたか否かは、史料では確認できない。
- 25) Circular núm. 285 (14 de noviembre de 1954), AGA, 51/20820.
- 26) Informe I sobre elecciones municipales (5 de noviembre de 1954), AGA, 51/28001.
- 27) 結局バレンシア市では、改選 4 議席に対し、公認候補 8 名、許可候補 2 名が立候補することになった。なお、当選者 4 名は全て公認候補であった。*Ibid.*
- 28) Circular núm. 2, 4 de enero de 1955, AGA, 51/20804.
- 29) 以下に言及する各県からの回答は全て、AGA, 51/20804。
- 30) ラコルーニャ県からの回答には、「政治的動機（からの立候補）は、FET と距離を置く候補者のみに見られた」という皮肉な現状が記されている。
- 31) カステリオン県からの回答によると、こうした職業的動機は特に医師から強く表明されたという。医師の職業的動機に関しては、レリダ県からの回答の中でも言及がある。またサンタンドール県からは、医師に加え、獣医師、教員などの間から、職業的動機に基づく立候補が多かったと報告されている。
- 32) 「兄弟団」とは、農村において形成された垂直組合の別組織の略称。
- 33) 王制復古期（1876-1923年）に見られた、寡頭的議会政（parliamentary oligarchy）の根底にあったのがカシキスモ（caciquismo）である。この時期のスペインにおいては、二大政党制による議会政治が定着し、定期的な政権交代が見られたものの、その裏には、カシーケと呼ばれる地方の有力者（弁護士、教師、医師など）を媒介とした、票と利益の交換メカニズムが存在した。カシキスモの実態については、野上和裕、「スペイン立憲君主政の崩壊（一・二）」、『国家学会雑誌』、第100巻第7・8号、第101巻第1・2号、1987-1988年、19世紀ポルトガルのカシキスモと寡頭的議会政については、横田正顕、「ヨーロッパの『ベリフェリー』における寡頭的議会政」、『思想』、863号、1997年3月、がそれぞれ詳しい。

世紀転換期以降、都市化・工業化が進み、都市部への人口流入が増加したことに伴い、

徐々にカシキスモは機能しなくなっていくものの、流動性の低い農村部においては根強く残存した。

34) マドリードでは、家長代表選挙での4人の当選者は全てFET系であったが、同時に王党派系など「非公認」候補にも20%近い票が集まった。

35) Pedro Víctor Fernández, *El franquismo en la provincia de León; sus sindicatos verticales (1939-1977)*, León, Instituto Leonés de Cultura, 2003, p.156.

36) パレンシア県においても、県全体の平均投票率は75.33%であったものの、中には16.32%を記録する都市もあり、非常にばらつきが多い。AGA, 51/28001.

37) 一方マラガ県では棄権率は20%ほどであったものの、県令の報告書には「威信のある人間を候補者リストに載せても、大部分の、何の「政治的」傾向も持たない選挙人を動員することには役に立たなかった」という失望が記されている。Cerón Torreblanca, *op.cit.*, pp.117-118.

38) 組合選挙の実施方法などについては、Víctor Fernández, *op.cit.*, pp.64-70.

39) 武藤祥, 「フランコ体制の形成—『安全』と『正統性』をめぐって, 1939-1947」, 『国家学会雑誌』第116巻3・4号, 2003年, 155-156ページ。

40) 企業審議会は、1947年10月9日発布の政令により、50人以上の規模の企業に「資本家、技術者、労働者の間の協力をより有効なものにするため」設置が定められた。BOE, núm. 282 de 9 de octubre de 1947. また、その実態については以下の文献を参照。José Babiano, “¿Un aparato fundamental para el control de la mano de obra?”, *Historia Social*, núm. 30, 1998, Álvaro Soto Carmona, “Rupturas y continuidades en las relaciones laborales del primer franquismo, 1938-1959”, en Carlos Barciela (ed.), *Autarquía y mercado negro*, Barcelona, Crítica, 2003.

41) *Arriba*, 23 de febrero de 1954, 24 de febrero de 1954など。企業内選挙の実態は、Gómez Cuesta, *op.cit.*, Capítulo 2 が詳しい。

42) Circular núm. 634, 26 de enero de 1954, AGA, 51/20804.

43) 時期的には多少ずれるが、1950年10月の組合選挙に際し、バリャドリッド県の日刊紙『エル・ノルテ・デ・カスティーリャ (*El Norte de Casitilla*)』紙には次のようなプロパガンダが掲載された。

「農業者、牧畜業者、商工業者、労働者の皆さん！本日、3年ぶりに全ての組合評議会 (Juntas sindicales)」において、皆さんの代表が改選されます。彼らの中から、兄弟団、垂直組合、市議会議員、そしてコルテス代議員が選出されます。あなたの棄権は無能な人間・不実な人間を利することにつながりかねません。もし今日棄権するなら、明日批判しないように。投票しましょう」

Gómez Cuesta, *op.cit.*, p.101.

44) *Ibid.*, p.104.

45) 組合選挙に関する報告。AGA, 51/19045.

46) AGA, 51/20804.